

国立国語研究所学術情報リポジトリ

Tense specification of continuative forms in Japanese

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三原, 健一, MIHARA, Ken-ichi メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.15084/00001964 |

連用形の時制指定について

三原 健一

(大阪外国語大学)

キーワード

連用形述語, 時制指定, 厳密同一性, 格付与

要 旨

等位構造をなす文において, 前節にくる連用形述語に定形の時制指定があることを, 空所化, 時副詞, 基準時点に関する言語事実から立証する。認識動詞構文における連用形述語についても, 格付与の観点から同様の結論を導く。

1. はじめに

本稿では, (1a) のような等位構文において前節述語となる連用形と, (1b) の認識動詞構文に現われる連用形述語を分析対象とし, これらには定形の時制指定があることを論じる。(1b) の連用形は日本語学の領域では, 動詞「感じた」に係る副詞的修飾語とされることが多いが(例えば益岡1987), 生成文法では「隣人の親切をととても有難く」の部分埋め込み文とし, 「有難く」を, その埋め込み文の述語と捉える(いわゆる「小節」分析)。本稿でも(1b)の連用形を埋め込み文の「述語」と考えるが, 生成文法における小節分析とは別の道を辿ることになる。

(1) a. 私は喫茶店に入り, コーヒーを注文した。

b. 私は隣人の親切をととても有難く感じた。

(1a)の等位節タイプに, (2a)の継続と(2b)の同時並存という二つの意味類型があることはよく知られているが, いずれも構造的には全同であると思われるので, 以下, これらを特に区別せず文例を提示する。(これらの意味類型, 及び連用形とテ形((1a)で「入って」とする場合)の機能的な差異については, 言語学研究会・構文論グループ1989a, b, 新川1990が詳しい。)

(2) a. 先生は教室をのぞき込み, 何も言わずに立ち去った。

b. どの庭にも, 白いテーブルと椅子があり, 薔薇の花壇があった。

(1a)タイプの連用形述語における時制指定の問題は, 管見によれば, これまで少なくとも組織的には論じられてこなかったように思う。テ形に関しては高橋(1994:101註1)が, 「太郎がきのういって, 花子があしたいく。」という二つの異なる時副詞を含む例を挙げ, テ形の時制指定を示唆しているようにも読めるが, 本文89-90頁などを読む限りでは, 節の順序性が関係的な意味(先行)に影響を与えているのであって, テ形自体には時制指定がないと考えているようである。(しかし, 高橋の例に見られるような二つの異なる時副詞は, 極めて重要な事実を内包している。このことは後述す

る。)

また、(1b) タイプの連用形述語に時制指定があると論じることは、日本語学の世界ではほぼ問題外であろう。しかし、(1a) の連用形述語においては特に、何らかの形で時制解釈を行なう必要がある。先に述べたように、このことを明示的に示した論考を寡聞にして知らないのだが、恐らく、後節の時制が前節をも包み込む形で解釈がなされる、と考えることになろうかと思われる。

(3) [私は喫茶店に入り、コーヒーを注文し] タ。

これは、一般的に拘束テンスと呼ばれる考え方であるが、この構造化においても事実が正しく捉えられないことを後に論じる。(これは、仮想敵の設定であって妥当な議論とは言えない、という御指摘を西光義弘氏よりいただいた。それは確かにそうなのだが、連用形を非定形とした上で明示的な時制解釈を行なう方法については、拘束テンス方式か、後に触れる相対時制的な解決の他に思い付かないので、仮想敵のまま後に論駁することにした。) 次節では、等位構造タイプについて、空所化に関する言語事実を援用することで、定形の時制指定があることを論証する。

2. 空所化

空所化 (gapping) とは (4a,b) のような現象である。等位構造をなす文において、前節・後節の動詞が同一である場合、英語では後節の動詞を削除するのに対して、日本語では前節の動詞を削除する。(空所化によって削除される動詞を鈎括弧 [] に入れて示す。)

(4) a. John drank coffee, and Mary [drank] ice tea.

b. 太郎はコーヒーを [飲み], 花子はアイ스티ーを飲んだ。

空所化文の適格性には ① 先行文脈に関する条件と、② 空所化文そのものに関する条件が課される。まず ① から観察しよう。

次の (5a-c) の例はいずれも適格であるが、空所と関連する要素が先行文脈に現われていることに注意されたい。(5a) では、空所部「持っており」と同一の動詞が先行文脈中にあり、(5b) では「公用語」という表現から、空所部「用いられており」が予測できる。これらの先行文脈が欠けている場合、空所化文の適格性は極めて低いであろう。

(5) a. 木星型の惑星の特徴の一つは、いくつもの衛星を持っていることである。

木星が12個 [持っており], ……海王星が2個持っている。

b. カナダでは、公用語は英語とフランス語である。また、英語は南アメリカのガイアナで [用いられており], フランス語はハイチ島の西半分とフランス領ギアナで用いられている。

c. [錠剤の処方箋]

成人 (15歳以上) は一回2錠を [服用し], 8歳から15歳は一回1錠を服用します。

(Kageyama 1983の例, また久野1982も参照)

このように、空所化文が適格であるためには、空所と関連する要素が先行文脈に現われる必要があるのだが、この関連する要素は語用論的な「状況」でも構わない。(5c) は錠剤の処方箋にある

指示である。処方箋に従って通常行なうのは、薬を「服用する」という行為であり、そのことに従って (5c) の空所化文が合法的なのである。以上のことは空所化文が成立するための基本条件である。以下の文例では先行文脈を省いて提示するが、全てこの条件が満たされているものとする。

次に②について述べる。空所化文において削除される部分は、それに対応する後節の動詞を中心とする部分と、厳密に同一でなければならない。(6a) のように、「発表する」の部分が同一であっても、モダリティが異なっている時は空所化文が非文となる。(6b) のように同一品詞の類義語である時や、(6c) のように統語形式が異なる類義表現の場合も同様である。(空所が、「発表するらしく」「留年し」「人気で」の場合は、もちろん空所化文が適格である。)

- (6) a. *坂田君は動詞句削除について [発表するようだし], 村杉君は空所化について発表するらしい。
b. *息子は単位不足で [落第し], 娘は希望する会社に入れなかったので, 自分の意志で敢えて留年した。
c. *昨年は, 中年層にはイギリス風トラッドが [人気があり], 若い人達には1970年代ファッションが一番の人気だった。

このように, 空所化文には厳密同一性条件が課されるのだが, 動詞を中心とする部分さえ同一であれば空所化が許容されるかと言うと, 決してそうではない。(7) に見るように, 前節と後節に時の指定が異なる時副詞が介在する場合, 空所化が発動しないという現象がある。

- (7) a. *大阪外大では, 昨年ハンガリー語学科が [新設され], 来年は, さらに充実した教育体制を確立するために, トルコ語学科が新設される。
b. *先月は駅前にローソンが [開店し], 来月はサークルKが開店するので, ちょっとした買物は随分便利になる。

(名詞述語文のうち, いわゆる述語代用形の「ダ」(奥津1978) では, 「このところ飲むことが多くてね。きのうはキタ新地 [で], あしたは祇園だ。」などが言える(小矢野哲夫氏の指摘による)。しかし, これが空所化の例なのかどうか, にわかには判断しかねるところがある。この文型については別途考えたい。)

この事実はどのように対処すべきだろうか。一つの論理は, 連用形を定形と考え, 時制値が異なる時, 時制に関して厳密同一性条件の違反となるので, 空所化ができないとする解決である。等位構造において, 前後両節の定形性が明確な英語では, 確かに次の文が言えない。

- (8) *John was examined by a surgeon, and Ed [is examined] by a psychiatrist.

この考え方では, 過去の時副詞を含む前節の連用形「新設され」には, 過去の時制指定があり, 後節は非過去なので空所化が不可能とすることになる。もう一つの論理は, 連用形を非定形と考え, (7) の諸例のように前節が非定形で後節が定形の場合, 定形性に関して厳密同一性条件が満たされていないので, 空所化が不可能とする解決である。しかし, 両節が共に未来の時副詞を有する場合は, 次に見るように空所化が可能なので, この論理は成立しない。

- (9) 来年ハンガリー語学科が [新設され], 再来年はトルコ語学科が新設される。

また, 非定形節においても適切な時制解釈を行なう必要があるが, これは, (3) で述べた拘束テンソル的な装置によって行なわれると考えられる。(相対時制的解決については次節で見る。) が, この方

法では、両節に分配する時制値は必然的に同一のものとなる（(7) の例では文末のル形が示す非過去時制）。一方時副詞は、時制値に合致した形で現われ、「*きのう行く/あした行った。」とすることはできない。ところが (7a,b) では、異なる時指定を有する時副詞が両節に現われており、かつ空所化が適用されない場合は適格文となるので、同一の時制値を分配する拘束テンス分析では、正しく扱えないことが明らかである。

従って、連用形述語に定形の時制指定があると考えた方が、事実を正しく記述できることが分かる。

3. 基準時点

時制解釈を適切に行なうには基準時点が必要である。独立文や主節では基準点が一律に発話時となるが、定形時制を取る従属節では、発話時と主節時の双方が基準点となり得る。（談話において独立文・主節の基準点が、その談話中の他の文で示されている時点となり得ることは、これまでの研究でも指摘されている。本稿では、談話中の時制現象については論じないこととし、考察を文文法に限定する。）

(10) a. 私は [隣で競馬新聞を読んでいる] 男に話しかけた。

b. [越前海岸で自殺した] 女性は、そこへ行くのに福井交通のタクシーを使った(らしい)。

(10a) の従属節時制は、過去の主節時を基準点として計算されており、主節事態と同時に起こる事態を非過去形「ル」で標示している（相対時制としての時制形式決定）。(10b) の従属節事態は、発話時に対して直接的に投錨 (anchoring) が行なわれており、発話時以前に起こる事態なので過去形「タ」が用いられている（絶対時制としての時制形式決定）。この過去時制が主節時を基準点としていないことは明白である。なぜなら、従属節事態が主節事態に後続しているので、主節時が基準点であれば、従属節が過去形になる筈はないからである。（詳しくは三原1992参照。）

他方、非定形時制の場合は一律に主節時基準となる。日本語ではどのような時制形式が（非）定形なのか、明示的な認定基準が未だないので（本稿はこれを明らかにする一助として意図されている）、非定形が形式的に明確な英語の不定詞節で説明しよう。英語不定詞節では、主節時以降（状態述語の場合は同時）を示すのに「to+不定詞」が用いられ、主節時以前を示すのに「to have+過去分詞」が用いられる。不定詞節時制は語彙的な制約を受け、例えば order/promise などに続く不定詞節は主節時以降しか示さない訳だが、いずれにせよ全て主節時基準となることが重要な点である。非定形時制は相対時制の選択肢しかないのである。

(11) a. John seems [to sing a song at the party].

b. John seems [to have sung a song at the party yesterday].

以上のことを背景にして、等位構造をなす文の前節が、発話時・主節時のいずれを基準点としているか観察しよう。理論的予測は、連用形述語が定形ならば発話時基準が可能で、非定形ならば発話時基準が不可能ということである。

(12a) の事態は前・後節を入れ替えた (12b) としても表現できる。

(12) a. その仏像は一昨日は居間にあり、昨日は客間にあった。

b. その仏像は昨日は客間にあり、一昨日は居間にあった。

(12b) では、後節事態が時間的に前節に先行しているのので、後節の時点を基準点として前節の時制解釈がなされているとは考えられない。前節の時制形式は発話時に対して投錨が行なわれており、その基準点から見た過去の事態を表わしているのである。次の文も基本的な点において (12b) と全同である。パーフェクト (工藤1995) 的な「来ていた」が「駆けつけ (た)」に先行していることに注意されたい。

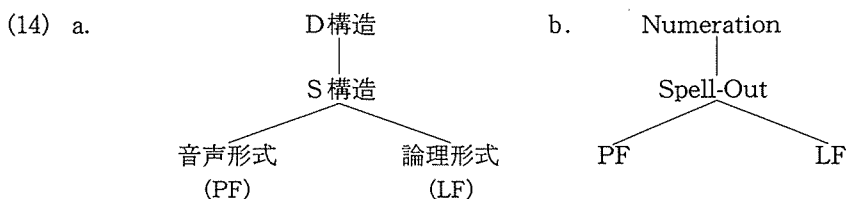
(13) 私は急いで会社に駆けつけ、部長はそれ以前にもう来ていたので、緊急対策会議を開いた。

結論は明白であろう。等位構造をなす文の前節は、発話時を基準点として成立しており、絶対時制としての解釈を受けるのである。(12a) の前節は、後節の時制を基準点として相対時制解釈がなされているとしても説明できるが、(12b) を考慮に入れる時、この解決が取れないことは明らかである。そして、(12b) の「あり」が絶対時制解釈を受けるということは、すなわち、この連用形述語が定形であることを示しているのである。

4. 空所化が適用されるレベル

当節では空所化を再び取り上げ、この操作が適用されるレベルを明確にした後、拘束テンス分析が、理論的に採用できないことを論じる。そして次節において、空所化が時 (time) ではなく、時制 (tense) によって規制される現象であることを論証する。

1970年代、生成文法が修正拡大標準理論の段階にあった時代、空所化は統語部門ではなく、表層に近いレベルにおいて適用されるとされていた。1980年代の統率・束縛 (GB) 理論による名称で言えば、(14a) の音声形式 (PF) 部門において、空所化が適用されるということになる。1990年代の極小 (MP) 理論では、理論の変遷に伴い (14b) のようなレベル分けが仮定されているが、本稿の主張にとってはどちらの枠組みで述べても重要な差異を導かないので、より馴染み深いと思われる GB 理論的な用語で説明する。



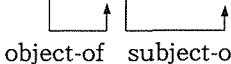
空所化が PF 現象であるとする、それは S 構造以降に起こる操作であるので、枝分かれの右側にある LF では、空所 (gap) が「ない」ということになる。つまり (14b) のような文は、鉤括弧部分に「飲み」が存在した形で、LF に存在することになる。LF は意味解釈と連動してゆくレベルであるから、空所がないとすると、その文の解釈に関して何らの問題も生じてこない筈である。が、実際には、空所化文が適切に解釈されない状況が、確かに存在する。

例えば (15a) のような連鎖があったとする。この文は、(15b) のように前節の I want が削除された文としては解釈できるが、(15c) のような空所化文としては解釈され得ない。(16a) についても同様のことが言える。

- (15) a. I want Bob to shave himself, and John to wash himself.
 b. ..., and [I want] John to wash himself.
 c. * ..., and John [wants Bob] to wash himself.
- (16) a. Max persuaded Jim to come to the party, and Alex to bring Susan.
 b. ..., and [Max persuaded] Alex to bring Susan.
 c. * ..., and Alex [persuaded Jim] to bring Susan.

このような現象に関して、Hankamer (1973), Kuno (1976), Langendoen (1976) 他、幾つかの研究があるが、当節ではMihara (1984) の説明を見ておきたい。

空所化文として解釈されない文パターン (15c) (16c) を観察すると、鉤括弧中に含まれる名詞句が、その削除部内にある動詞に対しては「目的語」、削除部分に後続する動詞に対しては「主語」として機能していることが分かる。図式化すると次のようになる。

- (17) * ..., and John [wants Bob] to wash himself.


削除部にこのような二重の文法機能を担う名詞句がある時、人間の文解析 (sentence processing) 能力に対する障害になることは十分に考えられる。(Mihara 1984 では、これを「二重機能制約」(double function constraint) と呼んだ。) この説明が正しいかどうかは別の問題であるが、Hankamer, Kuno, Langendoen が提案している諸制約も、基本的に全て文解析に対する制約である。日本語において、このような文解析に起因する解釈困難文を作成することは、必ずしも容易であるとは言えないが、例えば、次のような使役文がその候補になるかと思われる。

- (18) a. 太郎は花子に [次郎を] X会社に [紹介させ], 三郎は花子に次郎をY会社に紹介させた。
 b. 太郎は花子に [次郎を] 函館に [連れて行かせ], 三郎は花子に次郎を札幌に連れて行かせた。

(18a,b) において鉤括弧部を削除した文は、正しい解釈が得られないばかりか、そもそも解釈を与えることが不可能な文であろう。

(15)-(18) のデータに関して重要なことは、空所がLFにおける解釈に影響を与えるということであり、従って、空所がLFに確かに存在するということである。(削除現象がLFでの解釈を規制するという主張はFox 1995 でもなされている。) つまり空所化は、S構造で適用されると考えられる。この結論が正しいとすると、本稿で扱ってきた等位構造をなす文において、前節の時制解釈を保障する装置としての拘束テンスは、理論的に排除されることになる。例えば (19) の構造があったとする。(時制形態素を除いた語幹部分をローマ字で表記する。)

- (19) [太郎はピザを tabe, 花子はケーキを tabe] タ。

ここで、空所化が適用されているとすると、前節の *tabe* は LF において空所となっている。時制形態素「タ」は、語幹部分と結び付くことによって、適切な LF 解釈が付与される。が、前節の *tabe* は文字通りの空所であるから、「タ」が *tabe* と結合されないことになる。これは「完全解釈 (full interpretation) 原理」(Chomsky 1986) の違反である。(完全解釈原理とは、PF 及び LF 表示に現われる要素は全て、適切な解釈を受けなければならないとする原理である。) 生成文法的な理論を分析の背景とする時、拘束テンス分析は理論と相容れないのである。

5. 時制と時

第2節において我々は、等位構造の前節に含まれる連用形述語には定形の時制指定があり、時制値に関して厳密同一性条件を満たしていない文には、空所化が適用されないとした。そこで我々は「時制」という術語を用いたが、空所化が、時制 (tense) ではなく、時 (time) によって規制される現象であるという可能性は一応、ある。もし時が空所化を律している原則であるとする、連用形自体は時制未指定で (つまり定形の時制指定はなく)、文中に存する時副詞が異なる時を指定しているために、空所化の適用を阻んでいることもあり得る。従って、連用形述語に定形の時制指定があると主張するためには、空所化が時制によって規制されていることを、明示的に論じる必要がある。

まず基本的なことを確認しておこう。時制は過去・非過去という二項対立をなす文法範疇であるが、時は、事態を時間軸上に釘付けする意味論的概念である。事態は過去・現在・未来において起こり、それに準じて時も三項対立をなすことになる。(文法範疇としての時制を有さない言語はあるが、時の概念、及びそれを具現化する時副詞を持たない言語は恐らくないであろう。) (20) は時制と時に関して異なった指定が行なわれている。

(20) 太郎は明日来る。 [非過去時制, 未来時]

さて次の空所化文を見られたい。「今日」は、かなりの幅がある 'now' を指定することが可能な時副詞で、「今日は、雨が {(a) 降った (b) 降っている (c) 降る}。」において、(a)-(c) がいずれも言える (小矢野哲夫氏の指摘による)。(21a) での「今日」はこの (b) タイプ、(22a) は (c) タイプということになるか。)

(21) a. 主人は今日は金沢に [おり], 明日はたぶん富山におります。

b. *主人は昨日は金沢に [おり], 明日はたぶん富山におります。

(22) a. 今日はキタ新地で [飲み], 明日は祇園で飲む。

b. *昨日はキタ新地で [飲み], 明日は祇園で飲む。

空所化が可能な (21a) (22a) と、不可能な (21b) (22b) を、時と時制の観点から考えて見よう。前者のグループは、前節が現在、後節が未来の時指定を受けている。(22a) における「飲み」は動作述語であるので、「今日」があるからと言って、現在の時指定としてよいか微妙な点もあるが、状態述語「おり」を含む (21a) ではこれが明らかなので、一応現在の時指定としておく。) そして後者のグループは、前節が過去の、後節が未来の時指定を受けている。すなわち時に関しては、(21a) (22a) と (21b) (22b) で、等しく指定が異なっている。もし、空所化が時によって規制される現象であるとする、(21a)

(22a) も非文となる筈である。しかし前者では空所化が可能で、後者では不可能なのであるから、空所化が時指定と連動していないことが分かる。空所化に関する言語事実を正しく説明するためには、前者の両節が共に非過去時制を含み、後者の両節は、過去・非過去という異なった時制指定を受けていると考えるのが自然であろう。空所化は時制に関する厳密同一性条件に規制される現象なのである。

6. 認識動詞構文

当節では、文末にくる要素が他動詞である、(23) のような認識動詞構文を考察の対象とする。下線部は各々、イ形容詞・ナ形容詞・名詞+「ダ」の、連用形である。

- (23) a. 私は隣人の親切をととてもありがたく感じた。
b. 私は彼の言動を不審に思った。
c. 禅僧は庭の白砂を川に見立てた。

日本語生成文法の標準的分析では、これらは (24a) のような「小節」(small clause) に対応する構文であるとされ、下線部は、埋め込み構造となる小節(鈎括弧部分)の述語であると考えられている。

- (24) a. John believes [her stupid] .

- b. 私は [隣人の親切をありがたく] 感じた。

小節の主語となる (24a,b) の「her/隣人の親切」は、主格ではなく対格標示を受けているが、この対格は、主節の他動詞「believe/感じる」が、節境界を越えて格付与することによって与えられるとされている(これを「例外的格付与」と言う)。

しかし実際には、(23a-c) が (24b) のような構造ではなく、ヲ格名詞句を動詞句主題とする (25) の構造を有することは、三原 (1997) が詳細に論じている。「隣人の親切を」は、VPに付加された位置に基底生成され、それと同一指示となるゼロ代名詞 (pro) を含む IP に対して主題として機能する。つまり、「隣人の親切について言えば、それがありがたく感じた」という意味を表わしている、ということである。ここにおいて、「ヲ」は格助詞ではなく、主題的な提示機能を示す後置詞であることも、三原 (1997) では明示的に論じられている。(直接目的語の「ヲ」が容易に脱落可能であるのに対して、(25) の「ヲ」が脱落できないことにも注意。)

- (25) [_{IP} 私は [_{VP} 隣人の親切] を [_{VP} [_{IP} pro_i ありがたく] 感じた]]]。

当節では以下、格付与に関する点のみを述べておきたいが、その前に付記しておくべきことがある。

(25) の構造が、ECMタイプ(認識動詞構文のうち従属節に補文標識が現われる (26a) のようなもの) についてはあり得るかもしれないという示唆は、Takezawa (1987: 116-117, 註18) にもある。査読者は竹沢の観察を引き、ECMタイプではproをガ格句として顕現させることができるのに対して(この時、ヲ格句=全体、ガ格句=その部分となることが多い)、小節タイプではこれが不可能なので、後者ではヲ格句を主節要素とする分析ができないとしている。((26a,b) は査読者による。文法性判断も査読者。)

(26) a. (?)私は彼の話(その)結論部分がとてもいかがわしいと思った。

b. *私は彼の話(その)結論部分がとてもいかがわしく思った。

しかし筆者は、(26a,b)で容認性に微妙な差があることは認めるが、上記のような厳格な差異は感じない。(26b)も、「私は彼の話(その)結論部分が、社会的地位もある文化人の発言としてはとてもいかがわしく思った。」のように長くすると、筆者には完全に容認可能である。(26a,b)での微妙な文法性の違いについては、「ト」の有無による接触(contact)性の高低などといった要因も考えられるが(三原1997も参照)、詳しくは別途検討することにしたい。

(24b)の小節分析は、連用形述語に定形時制の指定がないことを、暗黙の前提としている。(もっとも、そのことに対する証明が、広範な日本語のデータを基にして慎重になされてきたとは思えないが。)(24a)の小節部分には、そもそも時制を担うべき要素が存在しないので、定形・非定形を問わず、時制が介在していないことは確かである。しかし日本語では、名詞述語に付く「ダ」のみならず、イ形容詞やナ形容詞自体が時制を担い得る。(23a-c)の連用形における時制指定の問題は、英語の分析を平行移動してそれで済ませるのではなく、日本語を謙虚に見つめることから再検討されるべきである。

日本語生成文法では、定形時制の指定を有する屈折要素(INFL)が、それを主要部とするIP(文)の主語に主格を付与するとされている(Takezawa 1987)。(23)の諸例においては、埋め込み文の「主語」が対格標示を受けているので、表面的には確かに、「小節」内部にはINFLがなく、その外(主節)から対格が付与されているように見える。しかし、日本語の認識動詞構文では、次のような文も十分に可能である。(田野村忠温氏の教示による。また、益岡1987にも同様の指摘が見られる。)

(27) a. 現役をやめたら、重い荷物を下ろしたようで、本当に体が軽く感じました。

b. 私には父よりも空から降ってくる雪の方があたたかく感じ、母よりも木枯しの方が優しく感じる。

このような例を前にする時、認識動詞構文の小節分析が無効であることが分かる。主格付与に関して、生成文法の標準的分析を仮定する限り、連用形述語には定形の時制指定があるとせざるを得ないのである。(本稿でも主格付与に関する生成文法の標準的分析は踏襲している。状態述語文における目的語の「ガ」、あるいは多重主格構文での文頭の「ガ」などは、また別の話である。これらの諸点に関しては三原(1994, 第3章)を参照されたい。なお極小(MP)理論では、格は「付与」ではなく「照合」されることになっているが、いずれの枠組みでも本稿の主張には影響を及ぼさない。)

主節述語が「思える、見える、聞こえる」といった自発形の場合、「私には鳥の音が美しい音楽に聞こえた。」のような文が可能であることは、Takezawa(1987:152-160)に既に指摘がある。査読者は、(27a,b)の例はこのタイプに類するものであり、意味的・構文的に(23a-c)とは区別すべきであるとしている。確かに(27b)は、主節主語が与格標示を受け、かつ自発的認識を表すという点において、(23)とは意味類型が異なるようにも思える。(ただし(27a)では与格標示は落ち着きが悪い。)しかし竹沢の方法では、主節INFLの自発形動詞への繰り下げと、従属節CPの削除(かっつのS'削除)が分析の前提となっている。ところが自発形動詞の場合、「私には彼が嘘をついている(は)思えない。」のように、補文標識「ト」が現われる文も可能である。この時、繰り下げ

られた INFL と自発形動詞の融合体が有する格素性の放出に関して、微妙な問題が生じるように思う。意味的には (23) (27) を区分した上で、格付与に関しては本稿の路線に変更を加えず対等に扱う道は、依然として閉ざされていないとすべきであろう。

(27) は次のような構造を有し、連用形述語が定形であることに準じて、INFL には定形の時制指定がある。そしてこの INFL が、通常の文における場合と全く同様に、主語に主格を付与するのである。

(28) 私には [IP 雪の方があたたかく_{INFL}[+Tense]] 感じる。

他方、(25) のような構造を持つ (23) の諸例では、埋め込み文中の INFL が pro に主格を付与する (ただしゼロ形式であるから格が具現しない)。ここにおいて、格付与に関するいっさいの問題が起こってこないことは、もはや明白であろうと思われる。

7. 分析の帰結

本稿では、等位構造の前節に現われる連用形述語と、認識動詞に埋め込まれた文中の連用形述語に、定形の時制指定があることを論じた。この結論は重要な理論的帰結を導く。日本語の定形時制には、終止形が示す時制活用語尾の他に幾つかの形式があり、それらが一つの体系をなすことを主張するからである。そして動詞の場合はゼロ形式の定形時制辞を認定することになる。動詞の連用形は基本的に、母音語幹動詞の場合は語幹にそのまま、子音語幹動詞の場合は語幹に「-i」を加えた上で、ゼロ形式 (φ) 語尾を付加することで得られる。

- (29) a. 母音語幹動詞 tabe + φ
 b. 子音語幹動詞 oyog + i + φ

「-i」は閉音節を回避するための手段であると考えられるので、ゼロ形態素「φ」が連用形を形態論的に表示する語尾であり、これが、過去・非過去という定形時制を担うとするのである。

このような結論は一見、荒唐無稽と思えるかもしれないが、筆者には、活用形の統語構造を理論的に解明する重要な鍵を含んでいるように感じられる。本稿が、現段階において全く未開拓である活用形の統語構造を明らかにする一助となれば、それは望外の喜びである。

参考文献

- Chomsky, Noam (1986) *Knowledge of Language: Its Nature, Origin, and Use*. Praeger, New York.
- Fox, Danny (1995) Economy and Scope. *Natural Language Semantics* 3:2. 283-341.
- 言語学研究会・構文論グループ (1989a) 「なかどめ：動詞の第二なかどめのばあい」『ことばの科学 2』11-47, むぎ書房, 東京.
- 言語学研究会・構文論グループ (1989b) 「なかどめ：動詞の第一なかどめのばあい」『ことばの科学 3』163-179, むぎ書房, 東京.
- Hankamer, Jorge (1973) Unacceptable Ambiguity. *Linguistic Inquiry* 4:1. 17-68.
- Kageyama, Taro (1983) The Pragmatics of Gapping. *Papers from the Kyoto Workshop on Japanese Syntax and Semantics*. 1-23. The Kyoto Circle of Japanese Linguistics.

- 工藤 真由美 (1995) 『アスペクト・テンス体系とテキスト』 ひつじ書房, 東京.
- Kuno, Susumu (1976) Gapping: A Functional Analysis. *Linguistic Inquiry* 7:2. 300-318.
- 久野 暲 (1982) 「談話の構造: 日・英語」 森岡他 (編) 『講座日本語学12: 外国語との対照Ⅲ』 120-154, 明治書院, 東京.
- Langendoen, D. Terence (1976) Acceptable Conclusions from Unacceptable Ambiguity. in T. Bever et al. (eds.) *An Integrated Theory of Linguistic Ability*. 225-238. Crowell, New York.
- 益岡 隆志 (1987) 『命題の文法』 くろしお出版, 東京.
- Mihara, Ken-ichi (1984) Sentence Processing: A Case Study of Gapping. 『英語学』 第27号 118-125, 開拓社, 東京.
- 三原 健一 (1992) 『時制解釈と統語現象』 くろしお出版, 東京.
- 三原 健一 (1994) 『日本語の統語構造』 松柏社, 東京.
- 三原 健一 (1997) 「認識動詞構文のシンタクスと意味: 日本語・スペイン語・英語の場合」 国立国語研究所報告『日本語とスペイン語 (2)』 くろしお出版, 東京.
- 新川 忠 (1990) 「なかどめ: 動詞の第一なかどめと第二なかどめとの共存のばあい」 『ことばの科学 4』 159-171, むぎ書房, 東京.
- 奥津 敬一郎 (1978) 『「ボクハ ウナギダ」の文法』 くろしお出版, 東京.
- 高橋 太郎 (1994) 『動詞の研究』 むぎ書房, 東京.
- Takezawa, Koichi (1987) *A Configurational Approach to Case-Marking in Japanese*. Ph. D Dissertation. University of Washington.

付 記

本稿は、関西理論言語学研究会 [KATL] (1995年12月16日, 於神戸大学) の他, 幾つかの機会に口頭で述べた内容に大幅な修正を加えたものである。有益なコメントをいただいた全ての方々のお名前を挙げる余裕がないが, 井上優, 小矢野哲夫, 田野村忠温, 西光義弘, 仁田義雄, 野田尚史, 三宅知宏の諸氏は, 特に記して謝意を表したい。また, 二名の査読者の評言は本稿の不備を補う助けとなったが, 加筆した内容が十分な返答となっていないとすれば, それは筆者の責任である。

(原稿受理日: 1996年12月20日)

三原 健一 (みはら けんいち)

大阪外国語大学日本語講座 562 箕面市粟生間谷東8-1-1
h02239@sinet. ac. jp

Tense specification of continuative forms in Japanese

MIHARA Ken-ichi
Osaka University of Foreign Studies

Key words

continuative forms, tense specification, strict identifiability, case assignment

It is commonly assumed that continuative forms (*ren'yoo-kei*) of the verbal conjugation system in Japanese are, tensewise, nonfinite, and no substantial counter-arguments have been so far presented; the issue of the tense specification of continuative forms is still an open question.

The present article, arguing against this widespread view too naive in the eyes of scientific research, puts forward four pieces of evidence to show that the underlined continuative forms seen in (1a,b) are in fact finite.

(1) a. Watasi wa kissaten ni hairi, koohii o tyuumon-sita.

I TOP coffee shop to went-into coffee ACC ordered

b. Watasi wa rinzin no sinsetu o arigataku kanzita.

I TOP neighbor GEN kindness ACC grateful appreciated

(1a) is an instance of a conjoined sentence, and (1b) is a cognitive verb construction, the latter corresponding to the so-called 'small clause' construction in the generative grammar tradition. Pieces of evidence may come from: (a) gapping, (b) time adverbs, (c) reference time, and (d) case-marking. From the conclusion reached here a new insight may be gained into the syntax of the verbal conjugation system in Japanese hitherto unexploited in any clear syntactic terms.